

■ 出産育児一時金 支給額が変わりました

国民健康保険の被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金は、平成21年1月1日以降の出産に対し、1児につき38万円が支給されることになりました。

これは、^{ぶんべん}分娩により脳性麻痺となった小児とその家族の経済的負担を補償することなどを目的とした「産科医療補償制度」が創設され、制度に加入する分娩機関が負担する保険料相当分について分娩1件当たり3万円が出産費用に加算されることから、被保険者の負担を軽減するため、今までの35万円から38万円に引き上

げをしたものです。

申請は、出産後に「母子健康手帳」「保険証」「印鑑」を持参して、保険年金課の窓口へ。また、世帯主の口座に振り込みますので、世帯主の口座が分かるようにしておいてください。

ただし、出産した被保険者本人が、出産前6カ月以内に会社などで1年以上働いており、社会保険などに加入していた場合は、前に加入していた社会保険または共済組合などから支給を受けることになりますのでご注意ください。

支給されるまで資金を 無利息で融資します

国民健康保険の加入者が、出産費の支払いに困ったとき、資金を貸し出す制度があります。

貸付対象者＝次のいずれかに該当する人の属する世帯の世帯主で、国民健康保険税を完納している人

- 出産予定日まで1カ月以内の人
- 妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について医療機関などに一時的な支払いが必要となった人

貸付金額と利息＝出産育児一時金(38万円)の90%までで、無利息

貸付期間＝出産育児一時金が支給される日まで

償還方法＝出産育児一時金を受領したとき、貸付金の償還に充てます(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)



申請方法＝母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書(妊娠4カ月以上の人)、振り込み先となる世帯主の口座が分かるものを持って保険年金課へ

■ 海外居住者の国民年金 希望により任意加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

これに対し、受け取る年金額を増やしたい、万一の

場合に障害基礎年金などが保障されるようにしたい、と希望する人は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。海外に転出するときは、保険年金課で手続きをお願いします。

ただし、任意加入者には保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんのでご注意ください。